

BTMU CHINA WEEKLY



■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 全国の流通網発展計画を発表 インフラ整備に注力
- 政府系信用情報サイト「信用中国」6月1日より稼働

【貿易・投資】

- 5月の輸出 前年同月比▲2.5% 輸入は同▲17.6%

【金融・為替】

- 譲渡性預金(CD)の発行先拡大 企業・個人も購入可能に

■ RMB REVIEW

- 来週も現水準を中心とした推移が続こう

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「国務院の北京市サービス業開放拡大総合試行全体計画に関する同意」
- 「国務院関税税則委員会の一部日用消費財の輸入関税調整に関する通知」他



本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆全国の流通網発展計画を発表 インフラ整備に注力

商務部、国家発展改革委員会等中国政府 10 部門はこのほど、「全国流通結節点(ハブ)都市配置計画」を発表した。2015 年～2020 年の流通網整備に関する計画で、流通ハブ都市の協調的発展、全国の基幹流通網を支える交通輸送、金融電信等のインフラ強化を目標としており、「一帯一路」(*)・「京津冀(北京、天津、河北省)」・「長江経済ベルト」戦略等との連動を全体構想に掲げている。

流通網の配置として「三縦五横」計画を決定し、具体的には東北部-珠江デルタ、京津冀-広東省、内モンゴル-昆明の南北のルート 3 本、北京-内モンゴル-ウルムチ、連雲港-内モンゴル-ウルムチ、上海-重慶、上海-昆明、珠江-西港流域を中心とする東西のルート 5 本を整備するものと見られる。さらに全国の流通ハブ都市を国家級、区域級、地区級に分け、国家級流通ハブ都市には北京、天津、上海、広州等 37 都市を、区域級流通ハブ都市には吉林、連雲港、佛山、カシュガル等 66 都市をそれぞれ指定した。

なお、流通網整備計画の重点任務には、流通ルートのインフラ整備、流通ハブ都市の情報化の向上、電子商取引モデル基地の発展が盛り込まれている。

(※)「一帯一路」: 中国から欧州へ至るシルクロード経済圏。一帯とは、中国と中央アジアを経由するシルクロード経済ベルト。一路とは、中国からインド洋へ抜ける海のシルクロード。

◆政府系信用情報サイト「信用中国」6月1日より稼働

中国中央政府が管理する信用情報サイト「信用中国」(URL: <http://www.creditchina.gov.cn/>) が 6 月 1 日より稼働した。同サイトは、中央政府の指導の下で国家情報センターが運営し、個人や企業に関する違法・違約記録等の情報を一般公開するもの。当初は、最高人民法院、国家発展改革委員会、国家税務総局、国家安全生産監督総局、中国証券監督管理委員会、環境保護部、財政部、農業部から提供された 110 万件余りの信用情報を収録し、今後、信用情報のデータベースを充実させていくという。

中国では、信用管理体制が未整備なため、契約・債務の不履行、偽物商品の製造・販売、食品安全の確保等の問題が多発しており、信用の欠如が健全な経済発展を阻む大きな要因となっている。一方、中国政府は昨年 6 月、「社会信用システム構築計画綱要(2014～2020)」を発表し、「信用を守る者を褒賞、信用を失う者を懲戒」との理念の下で、2020 年までに全社会を網羅する信用システムの構築を目標に、社会全体の信義誠実意識の向上と経済・社会秩序の改善に取り組もうとしている。今回の信用情報サイトの新設もその一環と位置づけ、信用システムの構築に関する政府の方針政策も同サイトで公開していく。

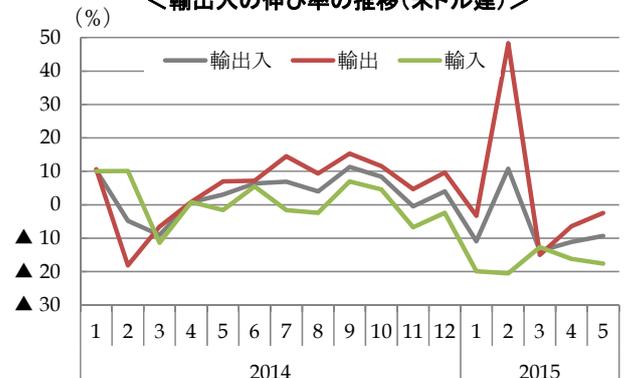
【貿易・投資】

◆5月の輸出 前年同月比▲2.5% 輸入は同▲17.6%

税関総署が 8 日に発表した貿易統計速報(米ドル建)によると、5 月の輸出入総額は前年同月比▲9.3%の 3,220.15 億米ドル、うち、輸出は同▲2.5%の 1,907.52 億米ドル、輸入は同▲17.6%の 1,312.64 億米ドルと、輸出の減少幅は前月比 3.9 ポイント縮小したものの、輸入の減少幅は前月比 1.4 ポイント拡大し、今年に入って 5 ヶ月連続 2 桁の減少幅となった。1-5 月累計の輸出入総額は前年同期比▲8.0%の 1 兆 5,444.76 億米ドルと、1-4 月の同▲7.6%より減少幅が拡大した。うち、輸出は同+0.7%の 8,808.67 億米ドル、輸入は同▲17.3%の 6,636.09 億米ドルとなった。

なお、1-5 月の国・地域別の輸出入総額の伸び率を見ると、日本が前年同期比▲11.3%(1-4 月:▲11.2%)の減少。その他、EU が同▲7.2%(1-4 月:同▲5.3%)、ASEAN が同+0.3%(1-4 月:+1.2%)と伸び率が鈍化した一方、米国は同+2.6%(1-4 月:+2.1%)と、伸び率がわずかに回復した。

＜輸出入の伸び率の推移(米ドル建)＞



(出所) 税関総署の公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

【金融・為替】

◆譲渡性預金(CD)の発行先拡大 企業・個人も購入可能に

中国人民銀行は2日、「大口預金証書管理暫定弁法」を発表。従来、銀行間市場でのみ発行が認められていた譲渡性預金(CD)が、今後、一般企業、個人等向けにも発行可能となり、同日から施行された。市場金利メカニズムに基づくCDの発行先拡大で、中国の金利自由化改革が一段と前進するものと期待されている。

今回解禁されたCDは、期間が1ヶ月から5年までの9種類、金利は上海銀行間取引金利(SHIBOR)に基づき決定、最低発行金額は企業・その他機関投資家の場合1,000万元、個人の場合30万元とされている。また、CD発行が可能な金融機関は、当局が認可した全国市場金利価格決定自律機構の構成メンバーで、当面、中資銀行を中心とする一部のコアメンバーに限定されるが、今後、金融改革の進捗状況に応じて、最低発行金額の調整や発行機関の対象拡大を実施していくという。

今回の規制緩和は、金利の完全自由化に向けて、銀行の自主的金利決定能力の向上、企業・個人への市場メカニズム理念の浸透を目指す他、預金保険対象となるCDが高利回りの理財商品の代替運用手段になることで、社会全体の融資コストの低下に繋がることも当局は期待している。

<金利自由化への動き>

2004年	10月29日	貸出金利の上限規制を撤廃(下限は基準金利の90%を維持) 預金金利の下限規制を撤廃
2012年	6月8日	貸出金利の下限を基準金利の80%まで拡大 預金金利の上限を基準金利の110%に設定
	7月6日	貸出金利の下限を基準金利の70%まで拡大
2013年	7月20日	貸出金利の下制限を撤廃
	12月9日	銀行間の譲渡性預金(CD)を解禁 (5,000万元以上が条件)
2014年	11月22日	預金金利の上限を基準金利の120%まで拡大
2015年	3月1日	預金金利の上限を基準金利の130%まで拡大
	5月1日	預金保険制度を創設
	5月11日	預金金利の上限を基準金利の150%まで拡大
	6月2日	企業・個人向けの譲渡性預金(CD)を解禁 (企業:1,000万元以上、個人:30万元以上)

(出所) 中国人民銀行の公表内容を基に作成

CHINA WEEKLY

RMB REVIEW

◆来週も現水準を中心とした推移が続こう

今週の人民元は 6.19 台後半で寄り付いた後、6.20 挟みの動意に乏しい推移が続いた。一方、上海株式市場では一部の証券会社が信用取引の規制を強化したことが嫌気され、4 日に急落する場面も見られた。

中国国家統計局と中国物流購買連合会が 1 日に発表した 5 月の製造業 PMI は 50.2 となった。生産や新規受注など主要項目の改善を受けて、4 月の 50.1 から改善した格好だが、市場予想の 50.3 には届かなかった。

中国人民銀行(以下、PBOC)は、オフショア市場で人民元を扱う銀行に対し、国内銀行間市場でのレポ取引への参加を認める方針を明らかにした。この措置により、レポ取引で国内債券市場から調達した資金をオフショア市場で利用することが可能となる。今秋 IMF が採用通貨の見直しを実施する SDR(特別引出権)への人民元採用を目指しているが、今回の措置も人民元国際化に向けた動きといえよう。

来週は 5 月の経済指標が相次いで発表される。これまでの PBOC による金融緩和策が奏功し、新築住宅価格には下げ止まりの兆しが見られるようになってきている。これを受けて来週発表される経済指標で投資動向に改善がみられるかが注目だろう。貿易統計では、輸出入共に前年比減少すると予想されているが、国内消費の低迷を背景に輸入の大幅減少が続く中、貿易黒字は拡大する見込みだ。

政府が人民元国際化を推進するなか、政府や中銀が外需拡大のために元安誘導に動くとは見込みがたい。来週のとドル基準値も安定推移が見込まれるなか、人民元も現水準を中心とした推移が続こう。

(6月5日作成)(市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2015.06.01	6.1976	6.1941~ 6.2008	6.1995	0.0010	4.9955	-0.0102	0.79941	-0.0001	6.7710	-0.0245	2.0100	5056.93	226.27
2015.06.02	6.2002	6.1967~ 6.2003	6.1984	-0.0011	4.9771	-0.0184	0.79920	-0.0002	6.7918	0.0208	2.3000	5142.71	85.78
2015.06.03	6.1937	6.1936~ 6.1984	6.1976	-0.0008	4.9906	0.0135	0.79928	0.0001	6.9070	0.1152	2.2500	5141.18	-1.53
2015.06.04	6.1981	6.1968~ 6.2040	6.2010	0.0034	4.9989	0.0083	0.79989	0.0006	7.0255	0.1185	2.1600	5180.26	39.08
2015.06.05	6.2040	6.2011~ 6.2096	6.2034	0.0024	4.9729	-0.0260	0.79994	0.0000	6.9874	-0.0381	2.1500	5260.25	79.99

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2015年5月下旬から6月初旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[政策]

【サービス業開放】

○「国務院の北京市サービス業開放拡大総合試行全体計画に関する同意」(国函[2015]81号、2015年5月5日発布・実施)

北京市でサービス業の開放拡大を試行することについての国務院の許可文書。自由貿易試験区で採られている開放措置の一部が試行される。試行期間は3年間。■具体的な措置は、①外資工事設計企業が最初に資格申請を行う際の投資者に対する業績要求を取り消し、②外商投資航空機保守・修理プロジェクトでの中国側マジョリティの制限を取り消し、③文化娯楽業が集中する特定区域を選定し、外商独資公演仲介機構の設立と北京市内でのサービス提供を許可、④外資金融機関による外資銀行、民営資本との中外合弁銀行の設立を許可、⑤外資による専門の健康・医療保険機関(外資比率50%以下)の設立を許可、⑥外商投資資本信用調査会社の設立を許可(香港・マカオのサービス提供者に対して先行試行)、⑦条件に合致する中国の登録会計師資格を取得した香港・マカオの専門人材がパートナーシップ制会計師事務所のパートナーになることを許可、⑧「中関村」に設立する中外合弁人材仲介機関の外資比率を70%以下に緩和、最低登録資本を30万米ドルから12.5万米ドルに引き下げ、⑨条件に合致する中外合弁旅行社の台湾地区以外への出国旅行業務を支持、⑩中外合弁・合作医療機関の設立条件を緩和、審査認可権限を調整し、投資者に申請の利便を提供、⑪国外投資認可手続きを簡素化し、届出制を主体とする管理モデルを実施、の11項目。

○「工業・情報化部の中国(上海)自由貿易試験区での一部付加価値通信業務サービス施設の地域制限緩和に関する通知」(工信部通[2015]164号、2015年5月29日発布)

中国(上海)自由貿易試験区では昨年からの一部の付加価値通信業務が外資に開放されているが、それらのサービス施設の設置場所を拡大したもの。■①コールセンターのオペレータの業務場所を試験区内から上海市に拡大、②インターネット、仮想プライベートネットワーク(VPN)のエッジルータの設置場所を試験区内から上海市に拡大、③サイトアクセラレータ・サーバーノードの設置場所を全国範囲に拡大(ただし自己のウェブサイトの速度向上のために限るものとし、コンテンツの配給業務は不可)、など。

[行政法規]

【関税】

○「国務院関税税則委員会の一部日用消費財の輸入関税調整に関する通知」(税委会[2015]6号、2015年5月21日発布・実施)

一部輸入消費財の関税引き下げ。スキンケア製品、衣類(アウター類)、靴、紙おむつなど14品目。いずれも消費需要が高い商品で、中国内での消費拡大をねらった措置と見られる。■税率は暫定で、スキンケア製品が5%から2%、紙おむつが7.5%から2%、衣類が14~23%から7~10%、靴が22~24%から12%となる。

CHINA WEEKLY

<p>○「通関ペーパーレス化電子税額支払い問題の規範化に関する公告」(税関総署公告 2015 年第 24 号、2015 年 6 月 3 日公布・施行)</p>	<p>通関のペーパーレス化(電子化)に伴う関税等の支払い方法・期限を示したもの。■支払いは、税関が通関申告書の審査を経て税額の電子情報を入力した日から10日以内に専用のサードパーティ決済プラットフォームを通じて商業銀行に口座引き落としを通知するか、税関が税額納付書を発行した日から15日以内に窓口で支払う。後者の場合、15日の期限を過ぎると延滞金を徴収するとされている。</p>
<p>[規則] ○「2項目の消費税審査・許可事項取り消し後の関係する管理問題に関する公告」(国家税務総局公告 2015 年第 39 号、2015 年 5 月 22 日公布・施行)</p>	<p>今年2月の国务院決定で、「消費税税額控除審査・承認」と「精製油消費税課税範囲認定」の行政審査・許可事項が取り消しとなったのを受けて、新しい取り扱いを示したもの。■①購入、輸入または委託加工で回収した課税消費財を原料として、継続的に課税消費財を生産する場合、既に納付した消費税額の控除を認める(以前は国家税務局が個別に審査・確認)、②これらの課税消費財で消費税を未納の場合は、既に控除した消費税額は当月に控除を許可された消費税と相殺する、③精製油のうち国家標準、業界標準に合致する製品及びアスファルト製品は、省級以上の品質技術監督部門が品質検査証明を発行した月から消費税を徴収しない(以前は国家税務総局が個別に認定)、など。</p>

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際本部 海外アドバイザー事業部
池上隆介

~アンケート実施中~
 (回答時間: 10 秒。回答期限: 2015 年 7 月 10 日)
<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>